廃蛍光管のリサイクルにご協力ください

水銀による環境汚染を世界規模で防いでいくための枠組みである「水銀に関する水俣条約」が、平成29年8月発効となりました。

また国内では、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」が公布されるなど、関係法令の整備が進められております。

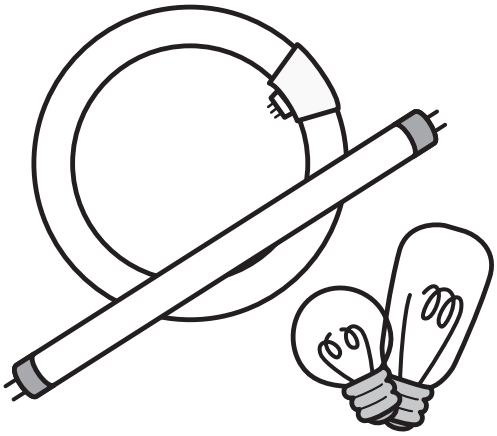

美波町においても、**平成29年12月から**、役場に回収ボックスを設置し、ご家庭で不用になった**蛍光管等の拠点回収を始めます。**

回収した蛍光管等は、専門の処理業者が水銀・ガラス・金属などに、それぞれ原料としてリサイクルします。従来どおり燃やさないゴミ（不燃ごみ）として排出することもできますが、積極的に回収箱をご利用いただき、水銀含有物の適正処理とごみの減量化に、みなさまのご協力をよろしくお願いします。

回収場所と方法

美波町役場住民生活課及び由岐支所へお持ちください。

蛍光灯など新品を買った時の紙製容器または、新聞紙などで包んで運ぶと安全です。また、割れてしまった蛍光管は新聞紙やビニール袋等に包んで気を付けてお持ちください。

※祝日や休日も美波町役場本庁、由岐支所で受取りいたします。

※受取時間　本庁**8:30**から**19:00**まで　由岐支所**8:30**から**17:15**まで

回収できるもの

一般のご家庭で使用していたランプ類であれば、円管球・直管球・白熱電球・ＬＥＤ球・グロー球等すべて回収いたします。

回収できないもの

今まで産業廃棄物として処理していた廃蛍光管については、今までと同じように産業廃棄物として処理してください。

【お問い合せ先】

住民生活課　☎77-3613　由岐支所　☎78-1111